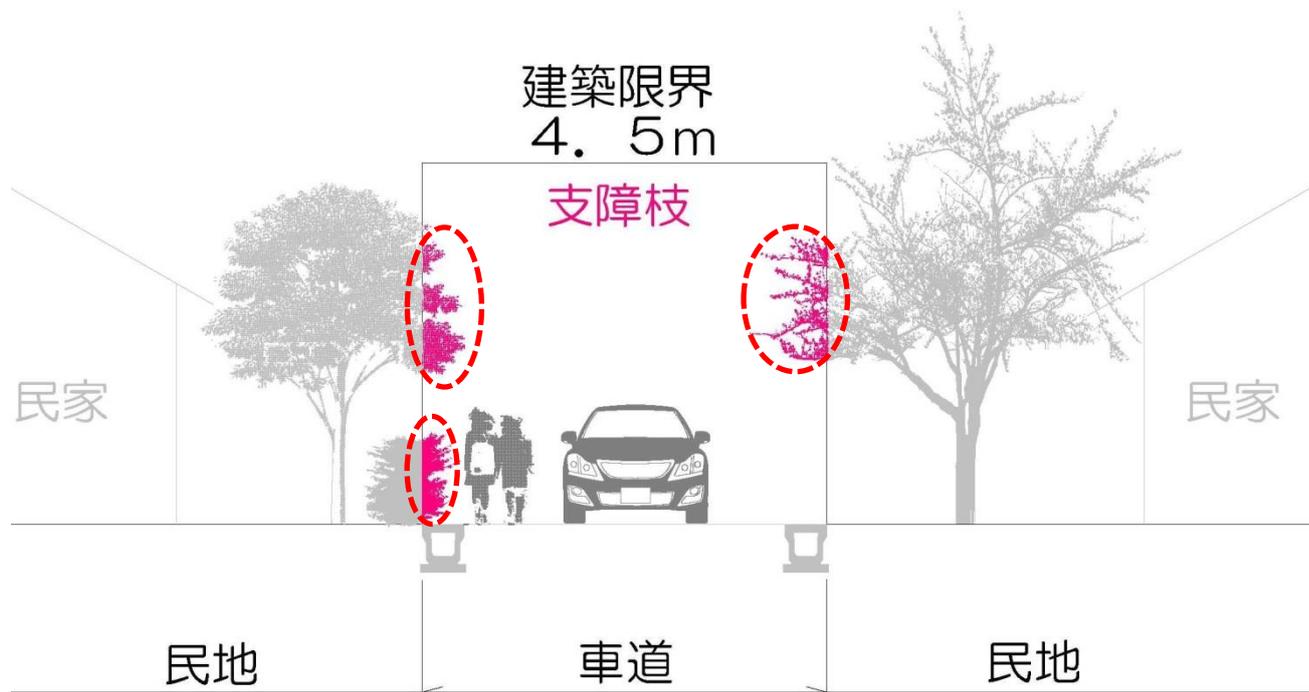


道路における事故防止のため 道路に張り出している樹木等の剪定をお願いします。



※ 建築限界とは道路を安全に通行するため、一定の幅、一定の高さ（車道 4.5m、歩道 2.5）の範囲内に通行の障害となるものを設けてはならない区域です。（道路構造令）

●作業が必要な状況

次のような状況が見られる土地の所有者の方には樹木の伐採、または枝払いをお願いします。

1. 道路、歩道へ樹木が張りだしている
2. 枯れ木、折れ枝などにより通行への障害がある（又はその恐れがある）
3. 竹木の繁茂により通行への障害がある（又はその恐れがある）

ご注意

- 私有地から張り出している樹木等は土地所有者の方に所有権があるため、町で剪定、伐採や除草ができません。（民法第233条）
- 沿道の山林や個人宅の生垣、樹木等からの倒木、道路上に張り出した枝の落下・落雪により事故が発生した場合には、樹木の所有者の方が責任を問われることがあります。（民法717条、道路法第43条）
- 緊急の場合には、道路管理者が通行の支障となる樹木の枝等を予告なく伐採・撤去することがあります。

●お問い合わせ

猪苗代町 建設課 建設係

〒969-3123

福島県耶麻郡猪苗代町字城南 100 番地

TEL：0242-62-2118 FAX：0242-62-5175